

別表第1の1 (第5条第1項関係)

小 学 校 (義務教育学校前期課程を含む。)

対象者		第4条に規定する 経費の種類 (注1)	第5条第1項に規定する支弁区分		
			第1号 (段階)	第2号 (段階)	第3号 (段階)
第3条の各号に規定する対象者	第1号・第2号	(1) 学用品・ 通学用品購入費	学用品購入費については、教育課程上通常必要とする学用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、児童が学校行事として実施される校外活動(宿泊を伴う校外活動及び修学旅行を除く。)の参加に必要な交通費及び見学料の半額に相当する額。 (1)及び(3)の合計の年額 6,620円)		
		校外活動費 (3) (宿泊を伴わないもの)			
		新入学児童生徒 (2) 学用品・通学用品 購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品の購入にかかる新1年生の保護者負担額の半額に相当する額。 (28,530円)		
		(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額(交通費・見学料)の半額。 (限度額 1,845円)		
		(5) 修学旅行費	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額の半額。 (限度額 10,790円)		
		(6) 交流学习交通費	実費相当額		実費相当額の半額
		(8) 通学費 (注2)(注3)	実費相当額		実費相当額の半額
		(9) 医療費	学校長を通じて 学校医療券を交付		
		(10) 日本スポーツ振興セ ンター共済掛金	保護者負担額		
	第3号	(8) 通学費(注3)	実費相当額		実費相当額の半額

(注1) 第4条に規定する経費の種類のうち、(1)から(5)までの経費にかかる就学奨励費の支給額は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を、(1)から(3)までは年額、(4)及び(5)については限度額とする。
(1)及び(3)については、年額を12で除した額に支給月数を乗じて得た額とする。

(注2) 対象者・第1号及び第2号にかかる「(8) 通学費」は、真にやむを得ないと認められる事由により指定校変更を行った者(後に区域外就学となった場合を含む)の通学にかかる旅客運賃の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

(注3) 対象者・第2号及び第3号にかかる「(8) 通学費」は、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

別表第1の2 (第5条第1項関係)

中 学 校 (義務教育学校後期課程を含む。)

対象者		第4条に規定する 経費の種類 (注1)	第5条第1項に規定する支弁区分		
			第1号 (段階)	第2号 (段階)	第3号 (段階)
第3条の各号に規定する対象者	第1号・第2号	(1) 学用品・ 通学用品購入費	学用品購入費については、教育課程上通常必要とする学用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 通学用品購入費については、通学のため通常必要とする用品の購入にかかる保護者負担額の半額に相当する額。 校外活動費(宿泊を伴わないもの)は、生徒が学校行事として実施される校外活動(宿泊を伴う校外活動及び修学旅行を除く。)の参加に必要な交通費及び見学料の半額に相当する額。 ((1)及び(3)の合計の年額 12,525円)		
		校外活動費 (3) (宿泊を伴わないもの)			
		新入学児童生徒 (2) 学用品・通学用品 購入費	新入学児童生徒学用品・通学用品の購入にかかる新1年生の保護者負担額の半額に相当する額。 (31,500円)		
		(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額(交通費・見学料)の半額。 (限度額 3,105円)		
		(5) 修学旅行費	学校徴収金会計基準に定める積立金会計で執行する行事にかかる実費相当額の半額。 (限度額 28,860円)		
		(6) 交流学习交通費	実費相当額		実費相当額の半額
		(7) 職場実習交通費	実費相当額		実費相当額の半額
		(8) 通学費 (注2)(注3)	実費相当額		実費相当額の半額
		(9) 医療費	学校長を通じて 学校医療券を交付		
		(10) 日本スポーツ振興センター共済掛金	保護者負担額		
	第3号	(8) 通学費(注3)	実費相当額		実費相当額の半額

(注1) 第4条に規定する経費の種類のうち、(1)から(5)までの経費にかかる就学奨励費の支給額は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価を、(1)から(3)までは年額、(4)及び(5)については限度額とする。
(1)及び(3)については、年額を12で除した額に支給月数を乗じて得た額とする。

(注2) 対象者・第1号及び第2号にかかる「(8) 通学費」は、真にやむを得ないと認められる事由により指定校変更を行った者(後に区域外就学となった場合を含む。)の通学にかかる旅客運賃の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

(注3) 対象者・第2号及び第3号にかかる「(8) 通学費」は、通級による指導を受けるための通学にかかる交通費の実費相当額又は実費相当額の半額とする。

別表第 2 (第 6 条第 1 項関係)

第 3 条に規定する区分	提 出 書 類
(1) 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者	ア 特別支援教育就学奨励費申請書 (様式第 1 号) イ 世帯の収入がわかる証明書類 (注 1) 市民税・府民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等
学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する (2) 障がいの程度に該当する児童生徒の保護者 ただし、区分(1)の該当者は除く。	ア 特別支援教育就学奨励費申請書 (様式第 1 号) イ 世帯の収入がわかる証明書類 (注 1) 市民税・府民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等 ウ 当該障がいの程度を証明する書類 身体障がい者手帳・療育手帳の写し、診断書 (大阪市特別支援教育就学奨励費申請用)
(3) 通級による指導を受ける児童生徒の保護者	ア 特別支援教育就学奨励費申請書 (様式第 1 号) イ 世帯の収入がわかる証明書類 (注 1) 市民税・府民税証明書、納税通知書兼税額決定通知書等

(注 1) 税情報の活用が可能な場合は、「イ 世帯の収入がわかる証明書類」を省略することができる。

別表第 3 (第 8 条第 1 項関係)

第 4 条に規定する経費の種類	交付時期及び対象経費	
	1 次支給 (当該年度 1 2 月末までに支給)	2 次支給 (翌年度 4 月末までに支給)
(1) 学用品・通学用品購入費	年額 (4 ~ 9 月分)	年額 (1 次支給として支給した額を除く)
(3) 校外活動費 (宿泊を伴わないもの)		
(2) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 (注 3)	定額	定額 (1 次支給に支給しなかった場合)
(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの) (注 1)	4 月から 1 0 月までに 学校徴収金会計により 執行した経費	4 月から 3 月までに 学校徴収金会計により 執行した経費
(5) 修学旅行費 (注 2)		
(6) 交流学習交通費	支給なし	4 月から 3 月までに要した経費
職場実習交通費 (7) 中学校 (義務教育学校後期 課程を含む。) のみ		
(8) 通学費		

(注 1) 「(4) 校外活動費 (宿泊を伴うもの)」の支給については、各学年を通じて 1 回に限る。

(注 2) 「(5) 修学旅行費」の支給については、小学校 (義務教育学校前期課程を含む。) 又は中学校 (義務教育学校後期課程を含む。) を通じてそれぞれ 1 回に限る。

(注 3) 「(2) 新入学児童生徒学用品・通学用品費購入費」については、第 6 条第 1 項に定める「区分 1 (一般申請)」で申請した場合に限る。

別表第 4 (第 9 条第 1 項関係)

区 分		提 出 書 類
校外活動費 (宿泊を伴うもの)		修学旅行・校外活動 (宿泊を伴うもの) 申請書 (様式第13号)
修学旅行費		修学旅行・校外活動 (宿泊を伴うもの) 申請書 (様式第13号)
交流学习交通費		交流学习交通費申請書 (様式第10号)
職場実習交通費 中学校 (義務 教育学校後期課程を含む。) のみ		職場実習交通費申請書 (様式第12号)
通学費	第 3 条第 1 号又は第 2 号に 規定する者	通学に要する交通費申請書 (様式第 7 号)
	第 3 条第 2 号又は第 3 号に 規定する者	通級に要する交通費申請書 (様式第11号)